不利益処分の処分基準

処	分の内容	妊婦のための支援給付の不正利得の徴収
根抄	処法令及び条項	子ども・子育て支援法第10条の4第1項
		(不正利得の徴収)
		第10条の4 市町村は、偽りその他不正の手段により妊婦のための 支援給付を受けた者があるときは、その者から、その妊婦のための
		支援給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができ
		る。
所	管部課係名	いきいき健康部保健センター保健指導第1係
処	関係条項	
		未設定(法令の規定により基準が言い尽くされているた
		め)
Λ		
分	基準	
	(七乳中の担	
	(未設定の場	
	合はその理由)	
基		
	6 6	
	参考事項	
準	設定等年月日	令和7年4月1日設定(令和年月日最終変更)
毕	1,71	